

鳥取河川国道事務所 Twitter（ツイッター）運用ポリシー（改訂）

1. 目的

本ポリシーは、鳥取河川国道事務所が取得した公式ツイッターアカウントの運用に関する事項を定めることを目的とする。

2. 基本ポリシー

公式ツイッターアカウントの運用は、鳥取河川国道事務所が管理する千代川水系の河川・ダムにおける出水時の防災情報、一般国道9号・29号・53号・鳥取自動車道・山陰道における防災情報・道路情報を流域住民及び道路利用者等に広く提供することを基本ポリシーとする。

3. 用語の定義

この運用ポリシーにおいて、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) ツイッター : ユーザーが「ツイート」（140文字以内の短文）を投稿し、情報を共有できる民間ソーシャルメディアサービス
- (2) 公式ツイッター : 鳥取河川国道事務所が設置・運営するツイッターユーザー名及びアカウント
- (3) アカウント : ツイッターを設置・運用するために取得した権利及びユーザー名のこと
- (4) ツイート : ツイッターに投稿する文章のこと
- (5) 公式ツイート : 公式ツイッターから投稿するツイートのこと
- (6) フォロー : 他のユーザーのツイートを自動受信するように設定すること。
- (7) リプライ : ツイッターを使っているユーザーからのツイートに返信すること。
- (8) リツイート : ツイッターを使っているユーザーが投稿した文章を引用して発信すること。

4. 運用方法

公式ツイッターの運営主体は鳥取河川国道事務所、アカウントの管理は計画課、河川管理課、殿ダム管理支所、道路管理第一課とし、以下のとおり運用することとする。

(1) 発信する情報

河川、ダムに関する情報、出水時において発表する洪水予報、ダム放流通知等を補足する情報及び道路の通行止め情報等を補足する情報を必要に応じて発信することを基本とする。発信する情報の範囲については、以下のとおりとする。

ア 河川 : 千代川・八東川・袋川、新袋川の直轄管理区間

イ ダム : 殿ダム

ウ 一般国道9号・29号・53号・鳥取自動車道・山陰道の直轄管理区間における通行止め等に関する道路情報及び道路事業に関する情報

(2) ツイートの作成担当

- ア 河川：鳥取河川国道事務所 計画課、河川管理課
- イ ダム：鳥取河川国道事務所 計画課、殿ダム管理支所
- ウ 道路：鳥取河川国道事務所 計画課、道路管理第一課

(3) 発信にあたっての留意点

誤解を与えない、わかりやすく簡潔な情報発信に努め、信頼性が確保できない情報は発信しない。

(4) 発信手順

情報の発信にあたっては、鳥取河川国道事務所長あるいは代行する者の確認を得た上、適時公式アカウントでツイートする。

(5) 他アカウントのフォロー等

公式ツイッターアカウントは、原則として情報発信のみを行うものとし、個人アカウントへのフォローやリプライ、リツイートは行わないものとする。

(6) なりすまし防止

なりすましによる誤情報の流布の防止のため、公式ツイッターのプロフィールに鳥取河川国道事務所公式ウェブサイト（以下、事務所ウェブサイト）にリンクを掲載し、運用ポリシーを参照できるようにする。また、ツイッターのユーザー名を事務所ウェブサイトに明示する。

なりすましを発見した場合は、事務所ウェブサイトにおいて情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(7) 利用の促進

利用者が鳥取河川国道事務所の公式アカウントであることを容易に認識し、取得したアカウントの信頼性向上のため、「公共機関アカウント」に登録する。

(8) ツイートに記載するリンク先

ツイートに記載するリンク先は、他機関の所管する防災情報等を引用する場合を除き、原則、事務所ウェブサイトとする。

(9) 状況の監視

運用するツイッター画面の状況について、異常がないか適時確認を行う。

5. 運用ポリシーの周知・変更等

本ポリシーの内容は事務所ウェブサイトに掲載し、周知する。また、本ポリシーは必要に応じて変更するものとし、その場合は、変更した旨を公式ツイッターにより周知する。

6. その他

情報発信については、「国、地方公共団体等公共機関における民間ソーシャルメディアを活用した情報発信についての指針」（平成 23 年 4 月 5 日内閣官房、総務省、経済産業省）に基づき、運営する。

公式ツイッターについて、何らかの理由で不都合等が生じた場合は、運営を中止し、アカウントを削除することがある。